

地区コミュニティ広場の

夜間利用(午後 5 時から午後 9 時まで)を拡充します

地区コミュニティ広場の利用時間の変更により、下記対象施設において、令和3年 11 月 2 日 (火) より、夜間利用が通年可能 (施設休業日は除く) となります。

対象施設

北部地区コミュニティ広場	テニスコート 多目的広場 A 多目的広場 B
三好地区コミュニティ広場	テニスコート 多目的広場
西部地区コミュニティ広場	多目的広場
天王地区コミュニティ広場	多目的広場
南部地区コミュニティ広場	テニスコート

夜間利用

<変更前>

4 月 1 日～10 月 31 日 夜間利用可 (午前 9 時から午後 9 時まで)

11 月 1 日～3 月 31 日 夜間利用不可 (午前 9 時から午後 5 時まで)

<変更後>

4 月 1 日～3 月 31 日 夜間利用通年可 (午前 9 時から午後 9 時まで)

令和3年 11 月 2 日～令和 4 年 1 月 30 日利用分の受付開始日は、

令和 3 年 10 月 1 日 (金) から

※南部地区コミュニティ広場多目的広場 A の夜間利用は、これまで通り通年可能です。